

9月の行事予定

| | | |
|---------------------|----------------|----------|
| 8(火) 第2支部役員会 | 18:30 | 南国飯店 |
| 16(木) 正副会長会議 理事会 | 14:30 15:00 | いであ(株)1F |

11月の行事予定

| | | |
|------------------------------|-------------------------|----------|
| 16(月) 公益事業推進委員会 | 16:00 | 法人会事務局 |
| 24(火) 正副会長会議 常任理事会 理事会 | 13:30 14:00 15:00 | いであ(株)1F |

9月・10月・11月の行事予定は8月20日現在のものです
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

10月の行事予定

| | | |
|------------------------|-------|--------|
| 14(水) 女性部会絵はがきコンクール審査会 | 14:00 | 玉川税務署 |
| 23(金) 公益事業推進委員会 | 16:00 | 法人会事務局 |

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局／東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992
<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索 

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

| | |
|--|---------------|
| 令和2年9月分の源泉所得税の納付期限 | 令和2年10月12日(月) |
| 令和2年7月決算法人の確定申告期限・納付期限 | 令和2年9月30日(水) |
| 令和3年1月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限 | 令和2年9月30日(水) |
| 消費税の中間申告期限・納付期限 | 令和2年9月30日(水) |
| 令和2年10月決算法人の第3四半期分、3年1月決算法人の半期分・第2四半期分、3年4月決算法人の第1四半期分 | |
| 令和2年10月分の源泉所得税の納付期限 | 令和2年11月10日(火) |
| 令和2年8月決算法人の確定申告期限・納付期限 | 令和2年11月2日(月) |
| 令和3年2月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限 | 令和2年11月2日(月) |
| 消費税の中間申告期限・納付期限 | 令和2年11月2日(月) |
| 令和2年11月決算法人の第3四半期分、3年2月決算法人の半期分・第2四半期分、3年5月決算法人の第1四半期分 | |

消費税の
期限内納付を
お願いいたします。

会費納付ご請求のお知らせ

玉川法人会の会費納付ご請求は4月及び10月の2回となっております。
10月22日(木) が口座引落日となりますので、よろしくお願い申し上げます。

- ※ ご指定の金融機関により口座引落日は異なる場合がございます。
- ※ 年払いの会員様は4月のみお引き落としとなっております。

理事会・支部・部会・同好会 活動報告

令和元年度 第6回理事会（書面審議）

日時・場所 書面開催

今般全国的に発生拡散している新型コロナウイルスにより、多人数でのイベント・会合等の自粛要請を受け、3月19日に予定されていた第6回理事会は書面開催とし、書面審議の上決議しました。

下記に記載の4点の決議事項につき、資料をご確認いただき、賛否欄にご記入の上、各理事に返信をお願いしました。

審議事項

- 議案：1 令和2年度事業計画承認について
- 議案：2 令和2年度収支予算承認について
- 議案：3 第10回通常総会（定時社員総会）招集通知について

議案：4 事業変更届け（公益事業）

3月11日に配信し、書面にて審議しました標記理事会の決議状況につき締切り期日の3月19日に47名の理事全員から返信をいただいた結果、議案1. 2. 3. 4. いずれも、理事全員の賛成をいただき、承認可決となりました。

令和2年度事業計画

令和2年度収支予算

事業計画書等について承認を受けたことを証する書類（添付「第6回〈書面〉理事会議事録」）

以上3点を、東京都生活文化局都民生活部管理法人税法課（公益法人担当）に、令和2年度分報告として、提出いたしました。

令和2年度 第1回理事会（書面審議）

日時・場所 書面開催

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」を受け、令和2年度の第1回理事会は書面審議にて行いました。

審議事項を4月14日に配信して期日（締切日）となった4月20日には理事全員より返信がありました。

下記議案1. 2. 3. 4. いずれも、47理事全員の賛成をいただき、承認可決をしました。（書面による理事会は理事全員の承認が必要）

- 1. 令和元年度事業報告承認について
- 2. 令和2年度収支決算承認について
- 3. 新任役員選任の件について
- 4. 第10回通常総会招集通知内容変更について

令和2年度 第2回理事会

日時 7月15日(水) 15:00～17:00

場所 玉川区民会館 二子玉川仮設庁舎集会室

参加数 29名

次第

- 1. 会長（代表理事）より業務遂行状況の報告
- 2. 税務署長挨拶
- 3. 玉川税務署新任幹部紹介
- 4. 新任理事紹介



5. 報告事項

- (1) 支部・部会の事業計画・予算執行計画進捗状況及び見直し
- (2) 新型コロナウイルスによる、各部門事業中止等の報告
- (3) 令和2年度入退会状況
- (4) 業務執行理事から業務遂行状況の報告（書面による報告）
- (5) その他

6. 審議事項

- (1) 委員会委員の変更
- (2) 事業内容変更届

(3) 「税を考える週間講演会」開催場所について



第1支部

女性部会幹事会

日時 3月19日(木) 12:00～
場所 レンタルスペース奥沢☆きらり
参加数 8名

新入会員の「レンタルスペース奥沢☆きらり」で支部女性部会幹事会を開催しました。10名のうち2名欠席で、1名は仕事の関係で遅れてきました。

新型コロナウイルスの為、開催の可否を心配していましたが、皆さん元気いっぱい楽しいおしゃべりから始まりました。

今年度の支部行事の反省を行い、続いて来年度の行事予定の話し合いで、これまで毎年開催していた奥沢音楽祭は（コロナとは関係なく）中止の決定がきました。来年度は七夕祭りへの参加が決

まり、その打合せと新会員勧誘についての話が出ました。

最後にケーキとコーヒーで料理のレシピまで話が広がり、コロナのストレスも少し解消ができました。

(第1支部 松野 京子)



第2支部

第2回 女性のための交流会 「初めてのマインドフル瞑想」

日時 2月21日(金) 18:00～20:00
場所 城南信用金庫 奥沢支店 会議室
参加数 16名

株式会社イ・デ・ヤの井出直美さんを講師に、女性のための交流会「今、ここ」に意識を置くための『心の筋トレ』マインドフルネス瞑想を開催いたしました。自然な呼吸に意識をおき、呼吸を感じて何も考えない。私たちの脳は常に休みなく何かを考えていることを改めて感じました。



瞑想を続けることで心の『間』ができ、ストレス健康に役立ちます。

新型コロナウイルス感染の拡大防止の為、マスク着用で行いました。

(第2支部 女性部会班長 白川 みち子)



第7・9・12支部

第7・9・12支部合同セミナー

日時 2月18日(火) 17:00～
場所 城南信用金庫 瀬田支店
参加数 28名

今回の支部合同セミナーは「失敗しない相続対策事例・来る将来に備えて」というテーマでした。財産・事業承継のコンサルティングを専門とする(株)青山財産ネットワークス様より2名の講師をお迎えして、お話していただきました。

相続・事業承継を成功させるノウハウの書籍は多々ありますが、理解しにくいメリットの部分や留意点など、具体例を交え総合的な観点からの説明で、1時間半の時間では足りないくらい興味ある内容でした。

ひとりひとり、資産・後継者の問題など考える

良い機会になったと思います。

少し心が軽くなり、迎いの送迎バスに乗り用賀の「木曽路」に移り、第2部は楽しい会食となりました。

(第12支部 鈴木 芳昭)



女性部会

「税に関する絵はがきコンクール」スケジュール 第3回女性部会役員会

日時 6月8日(月) 12:00～13:00
場所 マヨルカ
参加数 3名

新型コロナの影響で、女性部会の活動も大きな影響を受け、4月の緊急事態宣言以後、役員も顔を合わせることができず、メールでやりとりをする状態となりました。そんな中、この日は法人会

の通常総会の後、久々に役員会を開くことができました。席上、女性部会の大事な事業である「税に関する絵はがきコンクール」は、小学校の休校が続く、児童や先生方も例年のように動けないだろうということで中止もやむなしと判断しました。

そこで税務署の担当の方や法人会々長とも相談の上、学校に挨拶に伺ってその旨お話しして、来年のお願いをしようということになりました。

学校回り

日時 6月23日(火) 10:00～17:00
場所 玉川税務署管内 世田谷区立小学校

参加数 4名(松野女性部会長、田村副部会長、橋本副部会長、上田青年部会長)

玉川税務署管内の小学校、17校を尋ねて挨拶

をしたところ、嬉しいことに校長先生も担当の先生も「毎年やっていることですから、ぜひ」と激励して下さい、今年も頑張って「税に関する絵はがきコンクール」に参加したいと言って下さいました。

17校目を出るときは、もう夕方になっていましたが、期待されていると知って私たちの気持ちも軽くなった次第です。

結果、今年も10校が参加してくれることとなりました。

第1回 税に関する絵はがきコンクール実行委員会

日時 6月30日(火) 13:30~15:00
場所 ボランティアビューロー会議室

参加数 6名

例年より1か月以上遅れて実行委員会のスター

トとなりました。

さまざまな制限がある中、児童たちに例年以上に頑張ってもらえるようにと、大急ぎで、チラシや応募用紙をデザインしました。

デザイン担当の皆さん、ありがとうございました。

応募用紙発送

日時 7月16日(木) 13:00~16:00
場所 ボランティアビューロー会議室
参加数 13名

いよいよ発送の作業。3密を避けて、皆さんにお集まりいただきました。皆さま頑張って下さって、予定時間より早く、無事発送することができ

ました。

暑い中、マスク着用での奮闘も、いつか笑って話せる思い出になることでしょうか。有り難うございました。

そして、児童の皆さんが、いつもと違う環境の中で、いつも以上の力をふるって楽しい絵をかくてくれることを、願わずにはられません。

釣り同好会

釣り同好会

日時 3月1日(日) 4:00~
場所 千葉県旭市「飯岡漁港」
参加数 11名

今回の釣り同好会は、ヒラメ釣りを千葉県旭市の飯岡漁港で開催いたしました。朝4時集合で、出船は5時半ごろでした。釣りは自動車現地集合し、船に乗って均等に離れて座るので、新型コロナウイルスの感染の心配が少ないと判断し、予定通り開催しました。参加者は11名、トップは4枚が2名です。前回坊主だった中山豪夫さん、今回は3枚釣ってリベンジし、最高の気分だったのではないのでしょうか。(写真:1枚は2kgありました)。最終の釣果は船中25枚ほど上がりました。しかし、今回も坊主が出てしまいました。鈴木準之助さんは席のせいだと、鍋島増男さん他3名、計5人の坊主を出してしまいました。左の「おおとも」から3人なのですが「おおとも」とは船の後ろを言います。「みよし」とは船の先端

を言います。右側はみよしより、それぞれ3、4、3、0、1、0、4、0枚でした。左側はおおともより2、0、0枚でした。1kg以下は「ソゲ」と言って「ヒラメ」とは呼んでくれませんか！また釣りをしたいと思いますので、皆様の参加お待ちしております。楽しいですよ！！

(釣り同好会 幹事 丸山 正高)



大物3枚 ご機嫌の中山さん

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第2支部

会社名：おたからや奥沢店
代表者：江本 忠雄（エモト タダオ）
会社所在地：世田谷区奥沢5-14-31
電話/FAX：03-5726-9648／03-5726-9649
E-mail：okusawa@otakaraya.jp

U R L：http://okusawa.otakaraya.net

業 種：買取専門業

「おたからや」奥沢店でございます。
貴金属、切手、古銭、勲章、刀剣、ブランド品、骨董品等々全てお買取り致します。
よろしく願い申し上げます。

第4支部

会社名：ビジネスメイク研究所
代表者：大澤 典子（オオサワ ノリコ）
会社所在地：世田谷区中町2-9-20 リシェ等々力202
電話/FAX：090-1602-4230／03-3704-8329
E-mail：bmlyoyaku@yahoo.co.jp
U R L：http://businessml.info/
業 種：講師
事業内容：講演・講座の講師およびプロデュース
社会人や学生向けに、ビジネスコミュニケーションをお伝えしています。
女性向けには、メイクアップのデモンストレーションを含む内容が好評です。

※集客イベント・社員研修・起業家のプレゼンテーションスキル向上など、リクエストに合わせて講演・講座をお作りいたします。



第7支部

会社名：株式会社デコラ
代表者：小沼 景（コヌマ ケイ）
会社所在地：世田谷区瀬田5-1-15-201
電話/FAX：03-6411-7323／03-5797-9182
E-mail：info@decora.co.jp

U R L：http://decora.co.jp

業 種：リフォーム、ホームステージング

事業内容：女性スタッフを中央に活動しているリフォーム、ホームステージングの会社です。

リフォーム、インテリア、家具等のお困りごとは何なりとご相談下さい。

第7支部

会社名：旭防災設備株式会社
代表者：小池 一男（コイケ カズオ）
会社所在地：世田谷区瀬田1-22-19
電話/FAX：03-5717-9119／03-5717-9065
U R L：http://www.asahi-bs.co.jp
業 種：消防設備の設計・施工・保守、建築物調査

事業内容：旭防災設備株式会社は、世田谷区代田で創業し、2016年に瀬田に移転してまいりました。

民間や官公庁の多様なビル、共同住宅、病院、学校等の『消防設備の設計・施工・保守』、建築設備、外壁調査等の『建築物調査』を行っています。

また、消火器具、住宅用火災警報器等各種防災機器の販売や廃消火器のリサイクル窓口も行っています。

安全で安心な地域となるように貢献していきたいと思います。

— 税務署からのお知らせ —

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

- ② 一時に納税することが困難であること。

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

(注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



令和2年6月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30~17 : 00（土日祝除く。）

電話番号はこちら



【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると...

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

9月広報予定事項短縮版

①9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

9月30日（水）までに、6月にお送りした納付書でお納めください。口座振替、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、6月よりスマートフォン決済アプリでも納付できるようになりましたので、ぜひご利用ください。 詳細は、HPへ。 問：所管の都税事務所

②小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額の2割を減免します（個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限る。）。減免を受けるためには、申請が必要です。

*未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、減免手続きのご案内を送付します。

問：土地が所在する区にある都税事務所

③耐震化のための建替え又は改修を行った住宅（一定の要件を満たすもの）に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

減免の期間と額は、下記のとおり

- ・建替え：新築後新たに課税される年度から3年度分について全額減免（居住部分に限る。）。ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なる。
- ・改修：改修工事完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで耐震減額適用後の税額を全額減免。

減免を受けるには申請が必要です。詳細は、HP または下記問合せ先へ。

問：住宅が所在する区にある都税事務所

④災害等により甚大な被害を受けた方に対する都税の減免や納税の猶予の制度があります

災害等により甚大な被害を受けた方に対して、一度課税された税金のうち、納期限前のものを、被災の程度等によって減免（軽減または免除）する制度があります（納税を猶予する制度もあります。）。対象は、固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税などです。原則として、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。被災の事実を証明する書類を添えて、都税事務所へ申請してください。

問：所管の都税事務所

⑤中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。

詳細は、主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

問：○中小企業者向け省エネ促進税制について

所管都税事務所の各税目担当班

主税局課税部（法人）03(5388)2963

主税局課税部（個人）03(5388)2969
○地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について
クール・ネット東京 03(5990)5091

⑥大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更します。

詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

⑦都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。ただし、申告・納付後1～2週間以内に納税証明書を申請する場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え（受付印のあるもの）（※②は申告税目のみ）の両方を、お近くの都税事務所等の窓口までお持ちください。

問：各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

⑧eLTAX電子納税が大変便利です

地方税共通納税システムでのeLTAX電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来ます。

さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はeLTAXホームページをご確認ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>

⑨にせ都税職員にご注意ください！

都税事務所の職員を装って、個人情報を取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。相手の電話番号が**非通知表示**など、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、下記問合先までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

問：総務部総務課相談広報班 03(5388)2925

⑩都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました

令和2年（2020年）6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16

⑪自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

問：東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日9時～17時）

ライフとワークに潤いを
e就業 Oasis

オアシス

見やすく分かりやすい 勤怠管理システム



勤務報告は
いつでも
どこからでも



休暇の申請や
残日数が
わかりやすい



在宅ワークや
フレックス勤務
にも柔軟に対応

承認者・管理者が使っても「見やすく分かりやすい」



残業警告機能（アラート表示）で
36協定違反や長時間労働を抑止



人事部門の業務効率アップ
勤怠や休暇取得状況の把握も簡単に



会社の運用に合わせた柔軟な設定と
充実したサポートで導入前も導入後も安心



お使いの給与ソフトとも
簡単に連携

この他にも
勤務管理に必要な
基本機能が充実



《お問い合わせはこちら》

Nds 株式会社ニッポンダイナミックシステムズ
e-就業Oasis担当窓口

☎ 03-3439-2002 ✉ solution@nds-tyo.co.jp
 🌐 <https://www.nds-tyo.co.jp/e-oasis/>



リフォームから解体工事まで
お住まいの事なら何でもご相談ください!!



網戸1枚
の交換から
承ります!!

お問い合わせ
お見積もりは
お気軽に!!

☎ 03-6411-0477
www.kaisyu-koji.jp



松浦土木株式会社 リフォーム事業部
 〒157-0067 東京都世田谷区喜多見 5-3-2



広報委員会

ホームページグループからのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関する支援策等を掲載中！

決算、助成金、補助金などの情報もご確認ください



- ① 給付金や助成金のことが、動画でわかりやすく
- ② 決算法人説明会での配布資料が、ダウンロード可能
- ③ 令和元年分、確定申告の対応について
- ④ 中小企業向けの各種支援策(都度更新中)
- ⑤ 国税の猶予制度について

広報委員会では、「たまでんBOARD」と「ホームページ」で情報の発信に努めています

各支部、部会より選出された委員の皆様との連携で下記を進めています。

- ・たまでんBOARDに掲載する内容の検討
- ・ホームページでのPR、表現の是非 など

これからもたまでんBOARDとホームページを通じて、新型コロナウイルス感染症に関する支援策等、お知らせしてまいります。

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひ活用ください。

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会

検索

優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく **特** たい **退** きょう **共**



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

TK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

